

精神保健福祉手帳によるサービス

* 詳細は各窓口にお問い合わせください。

(1) 所得税

ア 障害者控除(1級~3級)

- ① 対 象……納税者本人が障害者である場合。又は配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者である場合。
- ② 内 容……
- | | | |
|------------|-------|-----------------------------------|
| 手帳 1 級 | 40 万円 | } この金額が障害者控除として
所得金額から差し引かれます。 |
| 同居特別障害者※ | 75 万円 | |
| 手帳 2 級・3 級 | 27 万円 | |
- ③ 窓 口……越谷税務署 048(965)8111 越谷市赤山 5-7-47
- ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当。

※同居特別障害者

特別障害者（Ⅰ級）である同一生計配偶者または扶養親族のうち、納税者自身、配偶者、その納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人です。

イ 特別障害者と同居している場合の配偶者控除及び扶養控除（１級のみ）

- ① 対 象……特別障害者(手帳 1 級)が納税者やその配偶者、納税者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている場合。
- ② 内 容……配偶者控除及び扶養控除として通常の控除額に 35 万円を加算した金額が所得金額から差し引かれます。
- ③ 窓 口……越谷税務署 048(965)8111 越谷市赤山 5-7-47
ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当。

ウ 郵便貯金、預貯金及び公債の利子所得等の非課税(1級～3級)

- ① 対 象……手帳の交付を受けている方。
- ② 内 容……金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次の金額を限度として預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税となります。
- ③ 窓 口……各金融機関、越谷税務署 048(965)8111 越谷市赤山 5-7-47

(2) 相続税:障害者控除(1級~3級)

- ① 対 象……相続人に該当する障害者。
- ② 内 容……手帳 1 級 85 歳に達するまでの年数×20 万円
手帳 2・3 級 85 歳に達するまでの年数×10 万円
- ③ 窓 口……越谷税務署 048(965)8111
- この金額が障害者控除として相続税額から差し引かれます。

(3) 贈与税:特別障害者扶養信託契約に係わる贈与税の非課税(1級のみ)

- ① 対 象……特別障害者(手帳Ⅰ級)。
- ② 内 容……特別障害者に対する贈与税の非課税の特例の適用が受けられます。
- ③ 窓 口……越谷税務署 048(965)8111 越谷市赤山 5-7-47

ア 障害者控除(1級~3級)

- イ 特別障害者と同居している場合の配偶者控除及び扶養控除（１級のみ）

- ウ 障害者の非課税限度額（１級～３級）

- (5) 自動車税、軽自動車税及び自動車取得税等の減免(1級のみ)

- (注) 自動車の運転者が埼玉県内に居住されている場合のみ減免の対象となります。

自動車の所有者	自動車の運転者	自動車の使用目的
障害者	本人又は同一生計の方	障害者の通院、通学、生業又は通所のために使用。
障害者と同一生計の方		
障害者のみで構成されている世帯の障害者	障害者を常時介護する方	

- ③ 窓 口
普通自動車の場合：越谷県税事務所 048(962)2191
軽自動車の場合：松伏町役場税務課 048(991)1833

(6) 重度心身障がい者医療費支給制度(1級・2級)

- ① 対 象……手帳1級・2級の交付を受けている方。
※対象外……手帳交付日時時点で65歳以上の方
- ② 内 容……病院等で診療を受けた場合の、医療費の一部負担金を助成します。
(所得により、支給停止となる場合があります。)
- ③ 窓 口……松伏町役場いきいき福祉課 048(991)1877

※手帳2級の方は、令和8年1月から制度の対象となります。

自立支援医療(精神通院医療)を利用した自己負担分のみが対象となります。

(7) 自立支援医療費の支給(1級～3級)

※「新規申請」に限ります(有効期限切れ後の「新規申請」は対象外)。

- ① 対 象……手帳の交付を受けている方。
- ② 内 容……診断書による申請で交付を受けた手帳で、申請時に1年以上手帳の有効期限がある場合。
「重度かつ継続」に該当する申請を行う場合には「重度かつ継続に関する意見書(追加用)」が必要となります。
- ③ 窓 口……松伏町役場いきいき福祉課 048(991)1877

(8) 県営住宅の入居者選定の優遇(1級・2級)

- ① 対 象……手帳1級・2級の交付を受けている方。
- ② 内 容……収入月額が一定額以下の世帯は、当選率が優遇されます。
- ③ 窓 口……埼玉県住宅供給公社県営住宅管理部管理課 048(829)2875

(9) 県営住宅の家賃軽減(1級～3級)

- ① 対 象……手帳の交付を受けている方。
- ② 内 容……県営住宅に入居し、一定基準以下の低所得世帯について家賃を減額。
- ③ 窓 口……埼玉県住宅供給公社県営住宅管理部管理課 048(829)2875

(10) 県営住宅の単身入居申し込みが可能(1級～3級)

- ① 対 象……手帳の交付を受けている方及び手帳と同等の障害程度の方。
- ② 内 容……単身で収入が一定額以下の場合、県営住宅の入居申し込みができます。
ただし、常時の介護を必要とし、かつ、居宅で介護を受けることができないか、
受けることが困難と認められる方は入居できません。
- ③ 窓 口……埼玉県住宅供給公社県営住宅管理部管理課 048(829)2875

(11) 後期高齢者医療適用の対象年齢の引き下げ(1級・2級)

- ① 対 象……65歳から74歳で手帳1級・2級の交付を受けている方。
 - ② 内 容……申請により町長の認定を受けた場合、後期高齢者医療の受給対象者となります。
 - ③ 窓 口……松伏町役場住民ほけん課 (991)1884
- ※後期高齢者医療の障害認定を受けた方は、重度心身障がい者医療費の対象となり、一部負担額の助成を受けられます。

(12) 自動車運転免許取得費用補助(1～3級)

- ① 対 象……手帳の交付を受けている方。
- ② 内 容……18万円を限度として必要経費の2/3を補助します。
- ③ 窓 口……松伏町役場いきいき福祉課 (991)1877

(13) ふれあい案内(無料番号案内)(1級～3級)

- ① 対 象……手帳の交付を受けている方。
- ② 内 容……NTTに手続きをすることにより、電話番号案内料が無料になります。
- ③ 申し込み…お近くのNTT東日本支店・営業所に直接来店するか、フリーダイヤルへご相談ください。

※ ふれあい案内に関する問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-104174

受付時間:午前9時～午後5時(月曜～金曜)

土・日・祝日及び年末年始は休業

(14) 携帯電話(NTT、au、ソフトバンク)料金の割引(1級～3級)

- ① 対 象……手帳の交付を受けている方。
- ② 内 容・窓口……各ショップにお尋ねください。

(15) レジャー施設等の障害者割引、公の施設の使用料等の減免

- ・映画館やテーマパーク、博物館などの料金が手帳を提示することで割引される場合があります。ご利用にあたっては、各施設に割引等の内容をお問い合わせください。
- ・町内の公的施設を利用する場合、手帳の交付を受けている方と介護者1名分の使用料が免除されます(1～3級)。

(16) 障害者総合支援法による障害福祉サービス(1～3級)

詳細・問い合わせ窓口:松伏町役場いきいき福祉課 048(991)1877

(17) 放送受信料の免除(免除基準あり)平成 20 年 10 月 1 日～

① 対 象

全額免除

手帳(1～3 級)の交付を受けている方を構成員とする世帯で、その構成員の全員が町民税非課税で、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約。

半額免除

手帳(1 級のみ)の交付を受けている方で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約。

② 内 容

免除基準に該当する方は、松伏町役場いきいき福祉課で証明した放送受信料免除申請書をNHKに郵送します。NHKで免除の適否を決定し、NHKから結果が通知されます。

③ 免除基準に関する説明・問い合わせ先

NHK視聴者コールセンター:ナビダイヤル 0570-077-077

受付時間:午前 9 時～午後 10 時(土・日・祝日は午後 8 時まで)

④ 証明窓口…松伏町役場いきいき福祉課 (991)1877

(18) バス運賃の割引

埼玉県バス協会の加入会社(茨急、朝日、タローズバス等)で、手帳提示割引を行っています。

(19) 国内航空運賃の割引

年齢12歳以上の精神障がい者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、精神障がい者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

※詳しい内容は、各航空会社にお問い合わせください。